

法教育の可能性と課題に関する予備的考察： 修復的正義・修復的实践の観点から

宿 谷 晃 弘*・唐仁原 友 起*・益 山 舞衣子*・湯 川 恭 子*

法学・政治学分野

(2014年8月29日受理)

要 旨

我が国の修復的正義・修復的司法（RJ）の運動は、近年、一定の行き詰まりの状態を呈していないわけではない。本稿においては、千葉対話の会による問題提起を受けた上で、このような状況を打破する可能性を法教育の中に見出していこうとするものである。法教育は、様々な問題・課題が指摘されつつも、学習指導要領の中に盛り込まれるなど、教育現場の中に根付いていくための制度的な根拠を有するに至っている。そして、もともと犯罪非行の領域で理論・実践を展開してきたRJ運動にとって、法教育は、司法と教育を結ぶ架け橋として、双方向的な対話の足掛かりとなりえるものと期待されるのである。このような観点から、本稿においては、RJ運動から見た法教育の可能性等について若干考察していく。もっとも、本稿においては、いまだ予備的な考察が行われているにすぎず、詳細な検討は他日に期することにした。

- 一. はじめに
- 二. 修復的正義の現状と課題
- 三. 法教育の可能性と課題
- 四. おわりに

キーワード：修復的正義，修復的实践，法教育

一. はじめに

我が国における修復的正義（Restorative Justice（以下、「RJ」と表記）の理論と実践は、その導入より、すでに一定の年数が経過しているにもかかわらず、それほど盛んに展開されているとは言い難い状況にある。実践に関しては、2014年度のRJ全国交流会において、そのような状況を踏まえた上で、山田由紀子弁護士より現状打開のための対話集会の呼びかけがなされたところである。しかしながら、これにより、どのような展開がなされるに至るかは今後の経緯を見守るしかないであろう。

我が国の修復的正義の展開が、遅々として進まない原因として、我が国の司法システムの硬直性を指摘することもできるであろうが、それだけではなく、まずは、理論と実践の在り方それ自体について考えてみる必要があるように思われる。結論から先に述べるのであれば、我が国のRestorative Justiceの導入が、「修復的－司法」として、主として犯罪・非行の領域においてなされてきたことが、現在の不振の一因といえなくないようにも思われるのである。もちろん、そもそもRJの実践と理論それ自体が、現象的に見るならば、犯罪・非

* 東京学芸大学（184-8501 小金井市貫井北町4-1-1）

行の領域において発生し、展開されてきたものであることは言うまでもない。しかしながら、RJの運動を単なる舶来品ではなく、生きた運動として引き継ぐ場合には、RJの単なる現象面だけではなく、その背景にある思想にまで遡って、これと対話しつつ、事を進める必要があるように思われる¹。その際、意識すべきは、RJは、何よりもまず、ひとつの思想であり、その目的は修復的文化の創造にあるということである。

本稿においては、上記のような問題意識に基づきつつ、まず第2章において我が国の修復的正義の現状について予備的な概観と分析を行い、次に第3章において修復的正義からみて一定の可能性を有すると思われるところの法教育（その可能性と課題）について予備的な考察を行っていくことにしたい。

二. 修復的正義の現状と課題

1. RJの出発点に関する予備的考察

(1) 理論的考察の必要性

我が国において修復的正義の理論と実践を展開せんとする際に、何よりもまず第一に確認しておくべきことは、それが何を指すものなのかということであろう。もちろん、実践としては、目の前の何らかの課題があって、新たな手法がその解決のために資する可能性がゆえにその導入を目指すという意識が全面的にでることになるかもしれない。しかしながら、理論的考察においては、単なる手法だけでなく、その手法の展開を支える社会構造・組織の分析のみならず、その思想に関する分析が必要になってくる。これは、単なる手法の接ぎ木に終わらせることなく、体系的な観点を伴う根本的な対話を可能にするためである。そして、少なくともRJにとって、このような理論的考察が無駄ではない可能性があることは、すでに我が国においてRJの理論および実践が一定の行き詰まりを見せ、新たな展開を必要としていることから明らかなことと言えよう。なぜなら、ある実践や理論がその行き詰まりを打開し、新たな展開を見るためには、単にその手法の効果等を検証するだけでなく、その出発点を確認し、その出発点と展開せんとする土壌とが総合的にみてどのような関係にあるか等について考察する必要があるからである。

(2) RJの出発点の確認：「修復的文化の創造」という目的の明確化

それでは、そもそもRJとは、一体何を指すものと定義することができるであろうか。この問いに対して、本稿は、冒頭でも言及したように、修復的文化の創造を目指すものと回答するであろう。それでは、修復的文化とは、一体何であろうか。この問いに対して、本稿は、いまだ試論の域をでないが、修復的文化とは、個と集団の緊張関係を前提としつつも、国家や国際社会の諸力を利用しつつ、個々人の権利が十全に保障され、かつ個々人の相互の互恵的な関係が維持・発展させられる社会条件を整備し、そのことを通じて、個々人の幸福の最大化と、個々人から成るものとしての社会全体の利益とを調和させ、社会全体の幸福を最大化することを目指すところの市民の活動・生活様式の総体である、と回答するであろう²。

RJとは何かを考える際に見過ごすことができないのは、それがメノナイトによって生み出されたものであるということである³。Restorativeとは、何を意味するものであるか、何を修復ないし回復しようとするものかという問いに対しては、彼等の文脈でいえば、「神の平和」の回復ないし修復という回答が得られることになろう。RJは、実にこのような目的意識ないし神学的発想を土台として生じてきたものであり、我が国においてそれを生きた運動として引き継ぐためには、その神学的背景との対話なしには立ち行かない。

もちろん、これは、RJがキリスト教の「布教運動」と化することを意味しない。一定の宗教的背景を有する人間は、そのような考え方に赴く傾向を有しているかもしれないが、それが妥当ないし正当であるとも、有効であるとも思われない。ここで妥当ないし正当であるとも思われないというのは、布教と政策ないし実践とは区別されるべきであり、自らの活動においてならばともかく、他者にも布教と政策ないし実践の一致を求める態度は、自由で民主的な社会における態度とは言えないように思われるということである。そして、有効であるとも思われないというのは、一定の宗教的背景をもつ実践が、我が国においてどの程度の効果をもつか（どの程度の運動促進力・対象者への効果をもつか、逆にどの程度の反作用ないし逆効果をもつか等）疑問であるということである。それゆえ、RJが（少なくとも現代のRJ運動が）メノナイトによって生み出されたものであることを確認するということは、それを「布教運動」と化することではなく、むしろ、単なる「布教運動」からどのようにして距離をとるかということでもあるといえよう。換言するならば、現象的な出発点を確認する

ことによって、それを相対化する可能性を手にしようとする事なのである。

それでは、「神の平和の回復ないし修復」という目的は、我が国においてはどのように組み替えられることになるのか。そこで提示され得るのが、先に言及した「修復的文化の創造」という目的であると、本稿は考えるのである。

メノナイトにとって、「神の平和」は、(現実に実現されてあるかどうかは別として)すでにあるべきものである。それゆえ、何らかの破壊的な現象が生じた際に、神学的意識においては、「神の平和」が、回復ないし修復されるべきものとして認識されることになる。それでは、この「神の平和」という観念は、メノナイト以外の文脈においては、どのようなものとして意識され得ることになるか。ここで試論を提示するとすれば、それは、個人の尊厳の実現された社会状態ということになる。「神の平和」は、プロテスタントの一派としてのメノナイトにとっては「神(という他者)と向き合い、神(という他者)によって愛される存在としての人間たちの平和」ということになるように思われる。この観念の中に、非キリスト教的な文脈からも共有できる要素を探し出すとすれば、それは、「他者と向き合い、他者によって愛されるべき存在」ということになるであろう。ここで、「他者と向き合う」というのは、他者に対して自律的に応答するということであり、「他者によって愛されるべき」ということは、他者によって共生の対象とみなされるべきということであろう。誤解を恐れずに言うならば、これは、自由で民主的な社会においては、個人の尊厳という観念に集約されることになるように思われるのである。つまり、我が国におけるRJ運動は、個人の尊厳の十全なる実現を目指す社会倫理的体系の回復ないし修復を目指す運動として提示されることになるであろう。そして、RJ運動がそもそもこのような性質のものであるとすれば、それは、個々の事例への対処療法的な手法の展開と同一のものではなく、理念としてあるべき姿を修復し、再生産していく文化の創造を目指す、包括的・有機的なものでなければならぬであろう。

以上、試論にすぎないが、RJ運動の、我が国における出発点を確認してきた。次に、この出発点を前提としつつ、我が国のRJ運動の現状を確認し、そこから見えてくる課題を整理することにしたい。

2. 我が国におけるRJ運動の現状と課題

我が国におけるRJ運動は、それが諸外国においても現象的にそうであったように、犯罪・非行の領域における理論と実践の展開として出発した。理論としては、ゼアを筆頭とするRJの理念と実践に関する諸外国の議論が紹介され、従来の刑事法の諸理論との関係などについて検討がなされてきた。そして、実践としては、被害者加害者対話の会運営センター(以下、「千葉対話の会」と表記)などを中心として事例の積み重ねが図られてきたのである⁴。

しかしながら、現在、我が国のRJ運動は十分に進展しているとは言い難い状況にあるように思われる。とくに実践について言えば、①RJを実践する民間団体の数の少なさ、②現在存在する民間団体における事例の少なさ、③公的機関におけるRJ実践の停滞、などが挙げられるであろう。

第一に、RJを実践する民間団体の数の少なさであるが、現在我が国においては、千葉対話の会の他、東京VOM、兵庫県弁護士会の被害者加害者対話の会、岡山仲裁センターなどの団体が確認されるのみである。もちろん、これ以外にもRJの理念・手法に共鳴し、実践の過程においてRJ的な解決を図る団体もないわけではない⁵。しかしながら、諸外国と比較して、RJを標榜する団体の数が圧倒的に少ないことは否定できないように思われる。

第二に、現在存在する民間団体における事例の少なさであるが、我が国で事例を着実に積み重ねている数少ない例の一つとして千葉対話の会がある。しかしながら、他の団体はそもそも事例がほとんどないか、東京VOMなどのように宣伝活動に専念しているものもある。もちろん、宣伝活動などの重要性も否定できないし、事例の数より質が大切であることも否めないが、さりとて事例の数の重みも否定できず、その点から見て日本のRJ団体の事例の少なさはやはり問題であるように思われる。

第三に、公的機関におけるRJ実践の停滞であるが、警察における少年対話会は、管見においては現在とくに展開しているわけではないように思われる。また、島根あさひ社会復帰促進センターの矯正プログラムには、RJがその柱のうちのひとつと位置付けられているわけであるが、管見においては、回復共同体などの柱が核となっていてRJの柱がより活発に作動しているようには感じられない。

このような「停滞」の背景には、すでに述べたように、我が国のRJ運動がRJ運動の出発点を「忘却」し、その活動を犯罪・非行の領域に限定してきたことがあるように思われる。運動が生命力を発揮するためには、単なる枝葉の接ぎ木によるのではなく、その出発点・その源泉との対話が必要とされるであろう。そのことによって最終目的を見据えつつ、戦略的・多面的・総合的な活動を展開することが可能になるのであり、我が国においては、とくにこのような多面的・総合的な展開が必要とされているようにも感じられる。我が国のRJ運動は、その社会的な背景もさることながら、この点を「忘却」してきたことによって一定程度の「停滞」を余儀なくされているようにも感じられるのである。

このような状況の中で、現在、教育福祉の分野において、修復的实践ないし修復的アプローチの台頭が見られる⁶。これは、児童生徒の問題行動への対応策として浮上してきたゼロトレランスに対する問題意識などから、その導入が主張されるようになったものである。しかしながら、教育福祉分野の展開も、いまだ端緒についたというにすぎない。しかも、もし、この展開が、犯罪・非行の領域においてそうであったように、その出発点との対話を「忘却」したのであれば、犯罪・非行の領域のそれと同じ課題を抱え込む可能性があることも否定できないように思われる。このような問題意識を前提として考えた場合、現在、とくに教育の領域において、様々な課題を抱えつつも、RJ運動の観点から見て、大きな可能性を有するものと思われるテーマが存在する。結論から述べるとすれば、それは法教育である。次章においては、修復的正義の観点を土台としつつ、この法教育の可能性と課題について、若干試論を述べていくことにしたい。

三. 法教育の可能性と課題

1. 法教育の可能性

RJ運動から見た法教育の可能性として、次の3点を挙げるができるであろう。つまり、①RJ運動が、これまで主として展開してきた領域であるところの犯罪・非行の領域と近い関係にあり、かつ新たな領域として浮上してきている教育福祉の領域のテーマであることもあり、従来の展開と新たな展開との接合点に位置するものであること、②法教育の目的とRJの目的が一致する可能性を有していること、そして、③法教育が現行の教育システムに埋め込まれたものとなっていること、の3点である。

第一に、良くも悪くもRJ運動が展開してきたのは、犯罪・非行の領域であった。したがって、RJ運動が現時点で提供できる主たる知見は、当然、犯罪・非行の領域のものである。しかるに、一方においてRJ運動は、いま、教育の分野に展開しようとしているのであるが、他方において教育の領域でも法教育ということで法の知見が求められているのであり⁷、その法の知見は当然、犯罪・非行のそれをも含むものである。ここにおいて、法教育を接合点として、RJ運動と教育分野の利害関係が一致していると言えなくもない状況が出現しているのである。

第二に、RJ運動の目的が修復文化の創造（個人の尊厳が十全に尊重され得る社会の実現）にあることは前章で見た通りであるが、法教育の目的もこれに合致するものと思われる。もちろん、我が国における法教育のルーツは、多様なものがあり⁸、それぞれのルーツにおいて思い描かれている法教育の目的は微妙に異なるものであろう⁹。しかしながら、建前にせよ、そうでないにせよ、法教育がそこから逸脱してはならない最大公約数としての目的に、個人の尊厳の実現を挙げることは可能であろう。もちろん、問題は、その理念の中に、具体的にどのような要素を盛り込むか、ではあるのだが。

第三に、法教育の可能性の中で、特筆すべきは、教育制度、それも教科教育の中に埋め込まれている点である。教員の気質や学習指導要領も含めて、教育現場には、固有のシステムが形成されており、外部者を寄せ付けないという指摘は、これまで実践の中で幾度となくなされてきたことである。例えば、いじめなどのように、社会から厳しい指弾を受け、学校内にそれに対処できる有効な手段がない場合はともかくとして、いかに有益なプログラムが提示されても、それだけではなかなか厚い「壁」を乗り越えることができなかったのである。しかしながら、法教育は何よりも、学習指導要領の中に盛り込まれている。問題・課題は山積しているにせよ、この一点が突破口となる可能性は充分にあるといえよう。

2. 法教育の課題

もっとも、法教育といえども、全てが薔薇色というわけではない。法教育の課題ないし問題点としては、従来より様々なものが指摘されてきた¹⁰。ここでは、次の3点を挙げておく。つまり、①規範の注入に終わるのではないか、②詰め込むべき知識を増加させるに止まるのではないか、③現場の負担を考えているのか、の3点である。

第一に、法教育が単なる規範の注入に終わるのではないか、さらにいえば、道德教育に過ぎないものになるのではないかという指摘は、重要である。道德には道德の特質が、法には法の特質があるというのが、少なくとも現在の法律学における通説的な見解とってよいように思われるが、両者の区別は一般にはなかなか理解されず、まして「道徳的」な色彩の強い教育現場においては、法教育は、容易に道德教育に転化するとされる¹¹。この点は、RJ運動もまた注意せねばならぬことといえよう。

第二に、法的思考に教員が慣れていない以上、児童生徒による討論などは実施しがたく。結局知識の詰め込みに終始することになりかねないというのは、確かに注意すべきことであろう。しかしながら、この点については、次節で概観するRJ運動の利点などから（とくに、ロールプレイなどの具体的な手法の提示など）、ある程度は解消できるものとも予測される。

そして、第三に、現場の負担の問題は真剣に考えるべき問題であろう。昨今、いじめも含めて、学校現場には過重な負担がかかっている¹²。何か大きな問題が起こると、世論が激高し、学校を攻撃するという図式は、問題の解決という観点からして、決して好ましいものではなく、むしろ有害といってもよいかもしれない。この点において、政治家や国民のみならず、我が国のマスメディアの責任は誠に大きなものがあるといえよう。しかしながら、それはともかくとして、何かあると、「○○教育、△△教育」などといった形で様々な要求が教育現場に降りかかってくるというのは、決して望ましい状況ではないであろう。この点に関して、むしろ、外部の力を利用して、現場の負担を軽減できるような方向が模索されなければならない。

3. 修復的正義と法教育

上においては、主としてRJ運動側からの視点で論述を進めてきた。しかしながら、ここで逆に法教育側からの視点に立って、RJ運動が法教育に貢献し得る事柄について、二三挙げてみることにしたい。

法教育にとって、RJ運動がもたらし得る利点としては、次の3点が挙げられるであろう。つまり、①法や裁判員制度を考える際の知見の提示、②授業展開の際の具体的なプログラムの提示、③いじめ防止を含めた、より包括的なプログラムの提示、の3点である。

第一に、繰り返しではあるが、RJ運動は、犯罪・非行の領域の知見を有しているのであり、それは単なる法システムに関する知識だけでなく、犯罪・非行の解決の実例をも含むものである。RJの解決法は、ある意味で、教育的な要素を多分に含むものであり、この点においても、教育現場では活用しやすいもののように思われる。

第二に、RJ運動は何よりもまず実践から始まったものであり、紛争解決のための具体的なプログラムを有している。そして、ファシリテーターの研修などのために使用されるロールプレイの手法なども蓄積させているのであり、この点において、参加型・体験型の授業が要求される昨今の教育現場に貢献する可能性を有するものといえよう。

そして、第三に、RJ運動は、修復文化の創造を目指すものである以上、包括的・総合的なプログラムを展開しようとするものもある。それは、学校文化全体を組換えようとするものであったり、修復的な国家や都市を建設しようとするものまでであるのである。もっとも大がかりな事例として、例えば、南アフリカ真実和解委員会などは、この修復的な国家を創造しようとする試みであったと評価することができるであろう。ここまで大きな話でなくとも、教科教育のみで使用できる単発型のプログラムを提供できるだけでなく、学校における日常生活や学校行事などを含めた学校全体で使用できるプログラムを提示できるであろう。そして、それは修復文化の形成を通じて、例えば、いじめなどの予防を目指すものとなるのである。

四. おわりに

以上、雑駁ながら我が国におけるRJ運動の現状と課題を概観し、そのような状況を打破するための一つの

突破口として法教育の可能性と課題について検討してきた。

この小稿における検討ははまだ予備的なもの・メモ書きの域を出ないものであり、今後さらなる現状分析・概念分析等が積み重ねられていく必要があるであろう。しかしながら、この小稿においては、千葉対話の会によって提示された問題意識などに呼応しつつ、まずは現状・課題・見通しなどについて粗描を行うことを試みたものである。詳細な検討については、今後の課題としたい。

(なお、本稿の作業を行うにあたっては、平成24年度若手研究(B)の助成の一部を受けた。ここで感謝の意を表しさせていただくことにしたい)

- 1 宿谷晃弘・安成訓『修復的正義序論』(2010年)30頁参照。
- 2 もとより、これらの回答は予備的なものに過ぎない。詳細な検討については、他日を期することにしたい。
- 3 宿谷晃弘『人権序論』(2012年)第3編第1章参照。
- 4 宿谷晃弘ほか「The Present Conditions of Restorative Justice in Japan」東京学芸大学紀要人文社会科学系Ⅱ64巻(2013年)135-139頁参照。
- 5 例えば、NPO法人マザーハウスは、元受刑者による支援団体であるが、元受刑者自身の自己との修復や、元受刑者と家族との修復、さらには修復的实践を土台とした法教育などにも関心を示している。
- 6 例えば、竹原幸太「暴力予防に向けた学校自治の形成と課題：修復的实践の国際動向に学ぶ」季刊教育法No.181(2014年)20-35頁、同「修復的实践の活動沿革と今後の展望」共生と修復第1号(2011年)2-3頁、同「学校における修復的实践の展望」細井洋子ほか編著『修復的司法の今日・明日』(2010年、成文堂)50-67頁、船木正文「ゼロ・トレランス批判と代替施策の模索：学校における修復的司法」季刊教育法No.153(2007年)77-89頁、山下英三郎『修復的アプローチとソーシャルワーク』(2012年、明石書店)、山辺恵理子「修復的正義から修復的实践へ」研究室紀要第36号(2010年)34-45頁などを参照。
- 7 橋本康弘「新学習指導要領における法教育：法教育に関して法律実務家に求められること」法律のひろばVol.65 No.10(2012年)10頁参照。
- 8 江澤和雄「わが国における法教育の現状と当面する課題」レファレンス756号(2014年)37-38頁参照。
- 9 この検討については、他日に期すことにしたい。
- 10 江澤・前掲論文(注8)44-45頁参照。
- 11 斎藤一久「法教育と規範意識」日本教育法学会年報No.39(2010年)140頁などを参照。
- 12 蔵元幸二「さまざまな教育問題の顕在化を妨げる背景」共生と修復第3号(2013年)6-7頁参照。